

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成17年12月から18年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月から18年3月まで

私は、年金事務所から、私の母親が金融機関で納付した申立期間の国民年金保険料が納付期限後の納付であったとして還付金扱いとされ、その後、私が還付請求書を返送しなかったため、還付請求権が時効により消滅していると説明を受けた。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、母親が一旦納付したものであるため、還付されていない保険料を申立期間に充当してほしい。

また、納付した保険料が申立期間に充当できない場合は、当該保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所から、申立期間の国民年金保険料は納付期限後の納付であったとして還付金扱いされたものと説明を受けたと述べているところ、税務署が保管する申立人の父親の確定申告書に添付されている「納付書・領収（納付受託）証書」を見ると、申立期間を含む平成17年11月から18年3月までの国民年金保険料（6万7,460円）は、17年12月29日に金融機関で前納されていることが確認できるものの、国民年金法において、国民年金保険料の前納期限は、前納しようとする月の月末までとされていることから、本来、申立人の前納された国民年金保険料の納付期限は、納付書発行年月日（平成17年11月7日）の属する月の月末である同年11月30日となる。

また、年金事務所が保管する「国民年金過誤納保険料還付決定通知書（兼過誤納還付充当記録取消処理票）」（以下「還付充当決定通知書」という。）及びオンライン記録を見ると、年金事務所では、申立人の前納納付保険料を納付期限が経過した過誤納保険料とし、前述の保険料納付日（平成17

年12月29日)から13日後の平成18年1月10日付けで未納期間とされていた17年11月分を当該納付保険料から充当し、残る申立期間に係る保険料相当額(5万3,880円)を還付金とした「還付金及び充当の決議」を行い、その翌日の18年1月11日に国民年金保険料還付請求書が申立人宛てに送付されていることが確認できることから、同事務所における一連の事務処理に不合理な点は見当たらない。

さらに、国民年金保険料の還付を受ける権利は、還付通知書及び還付請求書の提出勧奨文書が被保険者に到達した日の翌日から2年を経過した時は、時効によって消滅するとされているところ、前述の還付充当決定通知書を見ると、申立人に対して、平成18年1月11日、19年4月6日及び同年7月23日の計3回にわたって還付請求書が送付されていることが確認できる上、申立人自身も、少なくとも2回は還付請求書を受け取った記憶があると述べていることから、当該還付請求権については、既に2年間の時効期間が経過し、消滅しているものと考えることが相当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人の申立期間に係る国民年金保険料還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

高知厚生年金 事案 650 (事案 182、452 及び 453 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月から同年 8 月まで
② 昭和 36 年 8 月から 37 年 2 月まで
③ 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで

昭和 36 年 2 月から同年 8 月まで勤務した A 事業所については、業務従事中に発生した労災事故（右手第 2 指第 1 関節をプレス機械で切断する重傷）により、管轄の労働基準監督署から労災保険に関する支払を受けていたこともあり、勤務していたことは間違いない。事業主は、従業員の給与から天引きした各種保険料を短期間であっても無利子で他に流用できるため、各種保険料を給与から天引きすることが通常であることから、私の給与から厚生年金保険料が天引きされていたことは間違いないので、厚生年金保険に未加入とされている申立期間①を厚生年金保険加入期間として認め、厚生年金を払ってほしい。

次に、昭和 36 年 8 月から 37 年 2 月まで勤務した B 社については、当該勤務期間における雇用保険の加入が確認できている。事業主は、従業員の給与から天引きした各種保険料を短期間であっても無利子で他に流用できるため、雇用保険を含む各種保険は同時に加入手続を行い、給与から天引きすることが通常であることから、雇用保険と同様、私の給与から厚生年金保険料が天引きされていたことは間違いないので、厚生年金保険に未加入とされている申立期間②を厚生年金保険加入期間として認め、厚生年金を払ってほしい。

また、昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで臨時職員として勤務した C 事業所 D 課については、各種保険料が天引きされた給与が入った茶色の封筒を受け取っていた。このことについて、以前、C 事業所に対し、「私が厚生年金に加入しておらず、給与から保険料を天引きしていないな

らば、その旨の証明書を発行してほしい。」と申し出たが、交付を拒否された経緯があり、このことは、当時、同事業所D課が厚生年金保険料を給与から天引きしていたことは間違いないことを示しているにもかかわらず、申立期間③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認め、厚生年金を払ってほしい。

加えて、厚生年金保険に係る事務処理に一切の責任が無く、事業主や社会保険庁（当時）を全面的に信頼し、給与天引きで保険料を払い続けてきた者に対し、第三者委員会が一方的に、「事業主により、給与から厚生年金保険料が控除されていない。」と判断するならば、私が受け取っていた毎月の給与から厚生年金保険料が天引きされていなかったことを立証してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについて、申立人は、A事業所に勤務した旨を主張しているものの、申立人の同事業所での勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述が得られないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人は申立期間②にB社で雇用保険の資格を取得していることから同社で勤務していたことは確認できるものの、申立期間②当時、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できた複数の同僚について、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日をそれぞれ確認したところ、雇用保険の被保険者資格の取得日から、最短で2か月及び最長で22か月経過した日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当時、同社では、雇用保険の被保険者資格の取得日から厚生年金保険の被保険者資格を取得させるまでの期間について、区々の取扱いであったことが推認できること、さらに、申立期間③に係る申立てについては、申立人はC事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できるものの、申立人と同期とされる者についても、申立期間③において同事業所での厚生年金保険の加入記録は確認できない上、同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）をそれぞれ見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月17日及び23年2月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする計3度の通知が行われている。
- 2 今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①について、「業務従事中に発生した労災事故により、管轄の労働基準監督署から労災保険に関する支払を受けていたこともあり、勤務していたことは間違いなく、また、

事業主は、従業員の給与から各種保険料を給与から天引きすることが通常であることから、私の給与から厚生年金保険料が天引きされていたことは間違いない。」、申立期間②については、「雇用保険の加入が確認できており、事業主は、雇用保険を含む各種保険は同時に加入手続を行い、従業員の給与から保険料を天引きすることが通常であることから、雇用保険と同様、私の給与から厚生年金保険料が天引きされていたことは間違いない。」、申立期間③については、「勤務していたことは間違いなく、また、C事業所が私の給与から保険料を天引きしていないとする証明書の交付を拒否したことは、当時、同事業所D課が厚生年金保険料を給与から天引きしていたことは間違いないことを示している。」と主張するとともに、これまでの3度の通知において、一方的に、事業主により、給与から厚生年金保険料が控除されていないと判断するならば、受け取っていた毎月の給与から厚生年金保険料が天引きされていなかったことを立証することを主張し、申立期間②については再度、申立期間①及び③については再々度、記録の訂正を申し立てている。

- 3 申立期間①については、申立人がA事業所での業務従事中に右手第2指第1関節をプレス機械で切断する重傷を負ったことについて、同事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に対し、労災保険の適用状況等を確認したところ、当時の記録が残っておらず、申立人に係る同事業所での業務従事中の事故の状況等は不明であると回答しているものの、申立人の同事業所での勤務に係る記憶は具体的である上、申立人の右手第2指の一部が切断されていることなどから、申立人が同事業所に勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、A事業所に係る被保険者名簿により、同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる14人のうち、回答が得られた3人の同僚は、「申立人についての記憶はなく、厚生年金保険料の納付状況についても分からない。」と供述している。

また、被保険者名簿及びオンライン記録によると、A事業所は、昭和39年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることなどから、当時の事業主の所在を把握することは困難であり、同事業所における厚生年金保険料控除に関する供述は得ることができないほか、同事業所の被保険者名簿は、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「事業主は、従業員の給与から天引きした各種保険料

を短期間であっても無利子で他に流用できるため、厚生年金保険料を含む各種保険料も給与から天引きすることが通常であることから、私の給与から厚生年金保険料が天引きされていたことは間違いない。」と主張しているところ、これまでの年金記録確認第三者委員会の調査結果からみて、当時、厚生年金保険の適用事業所において、従業員全員が当該事業所勤務開始時から必ず厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入し、給与からこれら各種保険料が控除されていたとは言い難く、申立人の主張を肯定することはできない。

4 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間②において、B社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認・標準報酬月額決定通知書」を見ると、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録と同様、昭和37年3月1日とされていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間②当時、B社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できた同僚5人（申立人が申立期間②当時の職種として主張する「運転手の助手」であった同僚を含む。）について、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日をそれぞれ確認したところ、雇用保険の被保険者資格の取得日から、最短で約2か月及び最長で22か月が経過した日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同時期にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、申立期間②の頃に同社へ入社したことを記憶する8人の同僚は、「入社後、数か月は正社員になれなかった。正社員になるまでは厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」などと供述していることから、当時、同社では、入社から厚生年金保険の被保険者資格の取得、及び厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格の取得までの期間については、区々の取扱いであったことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「雇用保険の加入が確認できる上、厚生年金保険を含む各種保険は同時に加入手続を行い、保険料を給与から天引きすることが通常であることから、私の給与から厚生年金保険料が天引きされていたことは間違いない。」と主張しているところ、これまでの年金記録確認第三

者委員会の調査結果からみて、当時、厚生年金保険の適用事業所において、従業員全員が当該事業所勤務開始時から必ず厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入し、給与からこれら各種保険料が控除されていたとは言い難く、申立人の主張を肯定することはできない。

- 5 申立期間③については、C事業所E課（昭和62年4月1日にC事業所F課から名称変更）から提出された職員経歴書を見ると、申立人は、申立期間③において、C事業所D課に臨時職員として任用されており、昭和43年1月1日に正職員となっていることが確認できるが、オンライン記録によると、同年1月1日からの共済組合での加入記録しか確認できない。

また、申立人と同様、昭和42年10月1日からC事業所D課に臨時職員として任用され、かつ、43年1月1日に正職員となった13人のオンライン記録を見たところ、申立期間③においてC事業所F課での厚生年金保険の加入記録が確認できた者はいない。

さらに、C事業所E課及び同事業所D課とも、申立期間③当時の賃金台帳等の資料は無く、厚生年金保険加入に係る取扱いも不明であるとしている上、当時の同僚等からも、申立期間③における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

加えて、申立期間③を含む前後の期間（昭和42年9月1日から43年1月19日まで）において、C事業所F課で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に係る同事業所の被保険者原票は、連番で保管されており、申立人の被保険者原票が脱落した痕跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「C事業所が申立期間③における厚生年金保険料を給与から天引きしていないことに対する証明書の交付を拒否したことは、同事業所が厚生年金保険料を給与から天引きしていたことを示すものである。」と主張しているところ、年金記録確認第三者委員会では、同事業所が証明書の発行を拒否したことと厚生年金保険料控除に関する因果関係について判断することはできない。

- 6 このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 7 なお、申立人は、年金記録確認第三者委員会の審議結果について、「厚生年金保険に係る事務処理に一切の責任が無く、事業主や社会保険庁（当時）を全面的に信頼し、給与天引きで保険料を払い続けてきた者に対し、

一方的に、事業主により、給与から厚生年金料が控除されていないと判断するならば、私が受け取っていた毎月の給与から厚生年金保険料が天引きされていなかったことを立証してもらいたい。」と主張しているが、当委員会は、申立内容に則して収集した様々な資料や情報等に基づき、厚生年金保険料が控除されていたか否かを踏まえて、総合的に年金記録の訂正の要否を判断するものであり、記録誤りの原因解明及び責任追及することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 1 日から 26 年 4 月 1 日まで

私は、A社（現在は、C社が承継）B営業所に入社し、約半年間の試用期間を経て、雇用保険の資格取得日である昭和 25 年 8 月 1 日から正社員となり、厚生年金保険に加入していたはずであるにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった従業員カード及び雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、昭和 25 年 2 月 1 日にA社B営業所に入社し、同年 8 月 1 日から雇用保険に加入していることが確認できる。

しかし、A社B営業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載されている者については、昭和 25 年 8 月 1 日より前に雇用保険の被保険者資格を取得している者が確認できず、同日から 26 年 4 月 1 日までの期間に同営業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、雇用保険の加入記録が確認できた 5 人の同僚は、雇用保険資格取得日から最短で約 3 か月及び最長で約 7 か月経過した日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社B営業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「当時、正社員になるまで、ほとんどの人は臨時期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかった。私の臨時期間は 1 年間であったが、人によって期間は区々

であり、中には1年以上の人もいた。」、「申立人は、最初臨時で雇用されており、その期間は長かった。」と供述しているが、申立期間当時において、申立人が正社員であったとする供述は得られない上、入社日を記憶していた5人の同僚のうち、4人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、その記憶する入社日から最短で約4か月及び最長で約12か月経過した日であることが確認できることから、同営業所では、申立人同様、入社から臨時期間を経て正社員となった者に係る厚生年金保険への加入の取扱いは区々であったことが推認できる。

さらに、C社は、「当時の資料が無く不明である。」としている上、同僚から厚生年金保険料の控除の有無についての供述も得られない。

加えて、オンライン記録において、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていたA社及び各営業所（8営業所）それぞれの被保険者名簿を見ても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。